

条例制定に向けた基本的な考え方について

高齢化や人口減少という新たな地域課題を抱える中、中小企業振興を巡る法改正や全国自治体の動向等を踏まえ、上田市においても中小企業・小規模企業支援の基本方針や市の役割等について明確にすることを目的に、(仮称)上田市中小企業振興条例を制定するもの。

1 条例の必要性

中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）が市内の事業所のほとんどを占める状況にある中で、地域社会の担い手としても大きな役割を担っている現状について、広く市民に理解していただくこと、そして地域の発展のために中小企業の振興に向けた取組を総合的に推進していくことを条例として定めることが必要です。

【中小企業の現状】

中小企業は市内企業の約 99%を占め、地域経済の主要な担い手であり、地域に密着し地域と共存しながら存在している。しかし、景気変動や社会経済情勢の変化等（少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展）により、経営環境は厳しさや不透明さを増していることから、中小企業の振興は重要な政策課題となっている。

(課題)

- ・ 中小企業の景況感も改善傾向にあるが、業種業態においてはばらつきが大きい。
- ・ 中小企業の事業所数は減少傾向にある。
- ・ 後継者難による廃業の可能性など、事業承継に関する課題を持つ事業者も増加傾向にあり、それに伴い設備の不足感や老朽化も進んでいる。
- ・ 国内市場が縮小する中、海外需要の獲得も視野に入れる必要性が高まっている。
- ・ 人手不足感が強まってきており、中核・労働ともに人材が不足している。
- ・ IT等を活用した効率化も遅れている状況にあり、特に基幹産業である製造業においては労働生産性が低いため、イノベーションを加速化する必要がある。・・・etc

2 条例の位置づけ・基本的な考え方

この条例は、中小企業の振興を目的に、その達成に向けて全市一体となって取り組んでいくための基本理念、市が展開していく施策の基本方針、市や中小企業、市民などの責任・役割などの基本的な考え方を簡潔に、明確に定めることを意図した「理念条例」として定めます。

条例は、将来にわたって重要と思われる考え方を盛り込みながら、既存の計画等とも整合し、より効果を上げる中小企業振興策につながっていく指針となるものです。

3 上田市の中小企業・小規模企業振興施策の現状

上田市では、現在「第2次上田市総合計画」に連動した「上田市商工業振興プラン(H30-R4)」を策定し、さらに、近隣9市町村連携事業として進める「東信州次世代イノベーションプラン」、地域未来投資促進法に基づく「上田地域広域基本計画」、「長野県ものづくり産業振興プラン」等と協調及び整合性を図りつつ、産学金官が一体となった産業振興施策に取り組んでいます。

中小企業が事業所のほとんどを占める状況において、中小企業の振興に向けた取組を強化するため、現在の施策の着実な進行を図りながら、さらに充実した施策を展開していくことが求められています。

4 今後のスケジュール(案)

時期	内容
8月30日	第1回検討委員会 ・ 条例制定に向けた基本的考え方について ・ 意見交換
10月上旬	第2回検討委員会 ・ 骨子案をもとに条例案を検討
11月上旬	第3回検討委員会 ・ 条例案の検討
11月～12月	パブリックコメント 関係機関の意見聴取
令和2年 1月上旬	第4回検討委員会 ・ パブリックコメント結果等を踏まえて条例案を検討
1月下旬	条例案を市長に提言
2月下旬	市議会に条例案を提出
4月1日	条例施行

※ 第2回以降の資料は、事前に郵送予定。

5 その他

(1) 国の法改正等の動向

平成 22 年 中小企業憲章の閣議決定

中小企業支援のための政策の基本的な考え方、指針等を明確化

平成 25 年 中小企業基本法の一部改正(小規模企業活性化法)

小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から「基本理念」と「施策の方針」を明確化

平成 26 年 小規模企業振興基本法

小規模企業振興の基本原則として、「成長発展」のみならず「事業の持続的発展」位置づけ

小規模支援法

商工会・商工会議所が小規模事業者による事業計画を策定支援し、着実な「伴走型」フォローアップを実施

(2) 地方公共団体の条例制定状況

理念条例としての中小企業振興条例 (H30. 4. 1 現在 全国商工会連合会調べ)
46 都道府県、416 市町村

県内 長野県中小企業興条例 (H26)

諏訪市中小企業振興基本条例 (H12)

小諸市中小企業振興条例 (H29)

飯島町産業振興条例 (H13)

池田町中小企業・小規模企業振興基本条例 (H29)